

厚生労働省福島労働局発表平成28年1月29日(金)

報道関係者 各位

【照会先】

担

福島労働局職業安定部職業対策課

課長

伊東英敏

当

課 長 補 佐 坂本規子

雇用指導係長

渡部正一

TEL 024 (529) 5463 FAX 024 (536) 4211

【福島県における外国人雇用状況の届出状況】

(平成 27 年 10 月末現在)

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職 支援を図ることを目的として創設されたものです。

すべての事業主は、外国人労働者(特別永住者及び在留資格「外交」「公用」の者を除く。 以下同じ。)の雇入れ又は離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について 確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることを義務付けています。

今般、福島県における平成27年10月末現在の届出状況について、集計結果をとりまとめましたのでお知らせします。

【届出状況のポイント】

- 外国人労働者数は4,323人と前年3,386人に対して27.7%増加している。(第1図)
- 外国人労働者を雇用している事業所数は1,013事業所と前年806事業所に対して25.7%増加している。(第 1図)
- 〇 国籍別にみると、中国が最も多く1,794人で全体の41.5%を占め、次いでフィリピン847人(同19.6%)、ベトナム462人(同10.7%)、ネパール176人(同4.1%)、韓国161人(同3.7%)、アメリカ145人(同3.4%)、他となっている。(第2図)
- 〇 在留資格別にみると、「技能実習生」が1,570人と最も多く、次いで「永住者」が1,093人、「専門的・ 技術的分野」が568人、「日本人の配偶者等」が385人、他となっている。(第3図)
- 東日本大震災及び東京電力福島第1原子力発電所事故(以下「震災等」という。)の影響により、平成2 2年10月末時点の外国人労働者数である3,767人に対して、平成23年10月末時点では2,493人と対前年比で3 3.8%と大幅な減少がみられた。その後、平成24年10月末現在では2,812人(対前年比12.8%増)と増加に 転じ、今回公表では4,323人と震災前(平成22年10月末)と比較した場合でも、14.8%増加している。(第1図)

※内容の詳細は別添「外国人雇用状況の届出状況(平成27年10月末現在)のポイント」参照

※当該数値は平成 27 年 10 月末時点の事業主から提出のあった届出件数を集計したものであり、必ずしも 外国人労働者全数とは一致していません。

「外国人雇用状況の届出状況(平成27年10月末現在)のポイント」

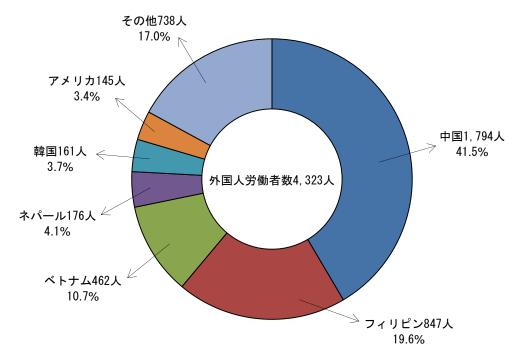
1 外国人を雇用している事業所数と外国人労働者数(第1図)

外国人を雇用している事業所数は1,013事業所(前年806事業所、対前年比25.7%増加)であり、外国人労働者数は4,323人(前年3,386人、対前年比27.7%増加)であった。



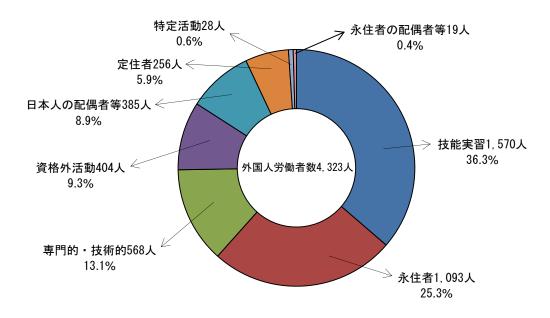
2 国籍別外国人労働者の割合(第2図)

国籍別の外国人労働者数は、中国が最も多く 1,794 人で全体の 41.5%を占め、次いでフィリピン 847 人(同 19.6%)、ベトナム 462 人(同 10.7%)、ネパール 176 人(同 4.1%)、韓国 161 人(同 3.7%)となり、東アジア・東南アジア地域で 3,548 人と全体の 82.1%を占めている。



3 在留資格別外国人労働者の割合(第3図)

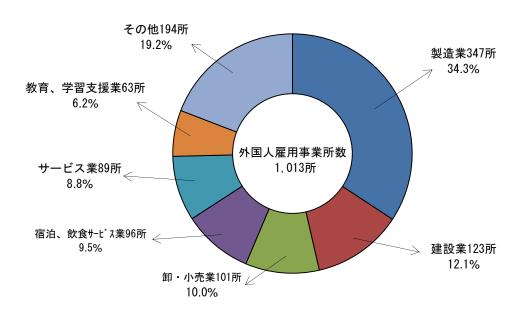
在留資格別では、「①就労活動が具体的に特定される資格で就労している者」が2,570人で59.4%、「②就労活動に制約がなく就労活動について特定されない資格で就労している者」は1,753人で40.6%の割合である。具体的に上記①の資格別では、技能実習生として就労する「技能実習」が1,570人と最も多く、次いで教授、教育機関の語学教師、技術者、通訳、デザイナー、外国料理の調理師など「専門的・技術的分野」の在留資格で就労している外国人が568人となっている。上記②の資格別では、「永住者」が1,093人と最も多く、「日本人の配偶者等」が385人と続いている。なお、下記のグラフは外国人労働者の多い在留資格順に表示している。



4 産業別外国人雇用事業所の割合(第4図)

産業別にみると外国人労働者を雇用する事業所、外国人労働者ともに製造業が最も多く、全体に 占める割合はそれぞれ34.3%(前年38.1%)、47.7%(前年51.2%)となっている。

さらに、製造業の中でも繊維工業で就労する外国人労働者が 687 人と最も多く、製造業で就労する外国人労働者数に占める割合も 33.3%となっている。



5 事業所規模別外国人雇用事業所の割合(第5図)

事業所の規模別では、外国人労働者を雇用する事業所数は「30 人未満規模の事業所」が 512 事業所と最も多く全事業所数の 50.5%を占め、外国人労働者数では「100~499 人規模の事業所」で就労している外国人労働者数が 1,404 人と最も多く外国人労働者数全体の 32.5%を占めている。

